

令和元年 8 月 22 日

適格消費者団体の認定の有効期間の更新について

下記の適格消費者団体につきまして、消費者契約法の規定に基づき、適格消費者団体として認定の有効期間の更新を認めましたので、お知らせします。

記

団体名 特定非営利活動法人消費者支援機構関西
(法人番号 6120005010084)

理事長 藤井 克裕

住 所 大阪市中央区石町一丁目 1 番 1 号天満橋千代田ビル

差止請求関係業務を行う事務所の所在地

大阪市中央区石町一丁目 1 番 1 号天満橋千代田ビル

申請日 令和元年 5 月 31 日

目 的 この法人は、消費者の権利に関して、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・連絡・助言・相互援助等を図りつつ、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の未然もしくは拡大の防止、及び被害救済のための活動を行うことによって、消費者全体の利益擁護を図り、もって消費者の権利の実現に寄与することを目的とする。
(定款第 3 条)

活動実績 健康食品販売事業者に対する差止請求（商品の内容に関する優良誤認表示）等

認定の有効期間の更新をした日 令和元年 8 月 20 日
(更新後の認定の有効期間は、令和 7 年 8 月 22 日まで)

以上

本件に関する問合せ先
消費者庁消費者制度課
TEL : 03(3507)8800 (代表)